

在宅医療センター療養相談室業務委託実施要綱

平成 28 年 3 月 18 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、区の在宅療養の推進のため、これから在宅療養へ移行する患者、家族等又は現在、在宅療養を行っている患者、家族等からの相談に対し、当該患者及び家族に適した医療、介護等のサービスを受けられるよう、最寄りの医療及び介護資源の紹介及び連携確保を行い、当該患者の入退院に関する手続きの支援に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 区長は前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号）に規定する在宅医療・介護連携推進事業のうち在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (2) 在宅医療と介護の提供体制の整備
- (3) 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有
- (4) 小児等在宅医療の提供体制の整備

2 前項に規定する事業の運営は、公益社団法人板橋区医師会（以下「医師会」という。）に委託する。

(相談場所)

第 3 条 在宅療養についての相談を行う場所は、在宅医療センター療養相談室（以下「療養相談室」という。）とする。

(開業時間)

第 4 条 療養相談室の開業時間は次のとおりとする。

平日 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで

(対象者)

第 5 条 療養相談室の利用対象者は、区内在住で、これから在宅療養へ移行する患者、家族等あるいは現在、在宅療養を行っている患者、家族等とする。

(事業の実施方法)

第 6 条 事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事業

医療・介護関係者、地域包括支援センター、在宅療養生活を送る患者・家族等からの在宅療養・介護連携に関する相談の受付、連携調整、情報提供、集約等の機能を確保する。また、退院の際の円滑な在宅療養生活への移行を実現するため、医療機関と介護関係者との連携の調整や患者・家族の要望を踏まえた医療・介護資源の紹介を行う。

(2) 第2条第1項第2号に掲げる事業

前号に定める地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業に該当しない在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組を検討し、実施する。

(3) 第2条第1項第3号に掲げる事業

医療と介護の関係者が効果的に情報共有し、連携して在宅療養患者を支える体制を構築する。

(4) 第2条第1項第4号に掲げる事業

区内の地域実情に応じて、関係各部署・職種・機関と連携して小児等在宅医療を推進する。

(委託事業経費)

第7条 委託事業に要する経費は、当該年度の予算の範囲内で定める額とする。

(関係機関との連携)

第8条 本事業を円滑に実施するために、健康生きがい部内関係部署、医師会、療養相談室並びに医療、福祉及び介護関係施設並びに在宅医は密接な連携を図るものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。